



あなたの職場にいますか？

# 化学物質管理者



慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2

月は化学物質管理強調月間

関連情報は  
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、  
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、  
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に  
基づく適切な管理等が義務づけられています。

# 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ が見つからない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。

**解説** ○化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。  
○令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のR A対象物は[こちらのリスト](#)をご覧ください。  
○令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、[こちらのリスト](#)をご確認ください。

R7,R8追加分

R9追加分

②化学物質管理者を選任していますか。

**解説** ○R A対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。  
○化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。  
[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)

③R Aを実施していますか。

**解説** ○リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。  
○厚生労働省では、R Aの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってR Aを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。  
・業種・作業別マニュアル  
・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル  
(参考) [Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。](#)  
[Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。](#)

業種・作業別マニュアル (業種・作業別) (建設業) 参考

④R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

**解説** ○法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。  
○③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。  
(参考) [Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。](#)  
[Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。](#)

⑤安全データシート（S D S）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

**解説** ○化学物質を取り扱う労働者が常時S D Sを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。  
(参考) [Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。](#)  
[Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。](#)

⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。

**解説** ○保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。  
[化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A](#)

⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、S D S等による通知を行っていますか。

**解説** ○化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にS D Sの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。  
(参考) [Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。](#)  
[Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。](#)



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。

